回　覧

伊勢原市内で 注目！！ 高齢者が関係する交通事故が多発しています！

伊勢原市が、神奈川県交通安全対策協議会から　（数字は令和8年8月末時点）
「高齢者交通事故多発地域」として指定されました。

1．高齢者の関係する交通事故発生状況

	人身事故発生件数	高齢者が関係する事故件数	高齢者の占める割合
伊勢原市	１７３件	６９件	３９．８％
神奈川県	１３，８９５件	４，５９０件	３３．０％

2．高齢者が事故の主たる原因者となる交通事故発生

	高齢者が関係する事故件数	高齢者が原因の交通事故	高齢者が原因の事故割合
伊勢原市	６９件	５４件	７８．２％
神奈川県	４，５９０件	３，０７１件	６６．９％

3．高齢者関係事故発生当時の状態

事故発生時の状態	件　数
四輪車等乗車中	５０件
歩行中	４件
原付乗車中	３件
自動二輪乗車中	４件
自転車乗車中	８件



伊勢原市は、神奈川県内の他地域より、高齢者の方が関係する事故が多く発生しています。
その内、約８割が高齢者側に注意すべき点があり、車両乗車中に発生しています。
日頃から交通ルールを確認し、安全運転をお願いいたします。

伊勢原警察署・伊勢原市交通安全対策協議会

裏面あり

生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60km/h → 30km/h



▼以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▼

1. 道路標識又は道路標示による**中央線**又は**車両通行帯**が設けられている一般道路



2. 道路の**構造上**又は**柵**その他の**工作物**により自動車の通行が**往復の方向別に分離**されている一般道路



3. 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4. 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察